

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成29年(ワ)第125号 平成29年(ワ)第535号 平成30年(ワ)第468号
期日	令和2年10月20日 午前10時00分
氏名	[REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

速記録のとおり

以上

せん
宣

せい
誓

りょうしん ^{したが} 良^{りょうしん}心^{したが}に従^{したが}って、 しんじつ ^の真^{しんじつ}実^のを述^のべ、

なに ^{ごと}何^{なに}事^{ごと}も ^{かく}隠^{かく}さず、 いっわ ^の偽^{いっわ}りを述^のべない

ことを ^{ちか}誓^{ちか}います。

氏名

[Redacted Name]

速記録 (令和2年10月20日 第13回口頭弁論)

事件番号 平成29年(ワ)第125号, 同第535号
平成30年(ワ)第468号

本人氏名 [REDACTED]

原告ら代理人 (大村)

甲D第25号証 (陳述書) を示す

- 1 これはあなたの体験や思いを記載していただいたものですが、内容に特に間違いはなく、直すところはありませんか。

間違いありません。

- 2 [REDACTED]さんは、安保法制関連法案に反対するママの会のメンバーとして活動されてきておられますが、なぜそのような活動をされていたか。

お母さんたちは、その当時、子供たちと一緒に過ごす育児の時間や家事の時間を費やして安保関連法案に反対していたんですが、その理由はこの法律を制定する過程において、立憲主義や民主主義をないがしろにするようなやり方をされていたことが到底看過できず、日々暮らしていく中で、そういうことを見せ付けられて、心の平穏を奪われたということが大きな原因となっています。

- 3 安保法制法が制定されて、具体的にどのような気持ちになりましたか。

安保法制法が施行されて集団的自衛権が行使されて、自衛隊が国の国防とは全く違う関係のないところの戦地に派遣されて、そして、それが常態化して、日本が自分の国とは関係ないところで戦争をすること、そして、戦争の戦地の先で相手国の方たちの加害者になってしまうということ、その事実があるかもしれないということは、やはり不安に思っていますし、そういう中で子育てをするということは、やはり不安の日々を送っているということです。

- 4 []さんは、母としてお子様の教育に日々奮闘されていると思いますが、安保法制法の制定により育児の中で大変不安になったり懸念されていることはありますか。

はい、あります。高校の教科書に、もう既に安保法制法のことを記述されているんですけども、それを基に、今後、政府の方針として、教育の中でどのように活用をされていくのか、日本が当たり前戦争をして加害国になるということが教育の中で教えられるのではないかと感じていると、やはり不安ですし、そういう平和ではない中で子供が育つということは、やはり伸び伸びとした表現の自由や、伸び伸びと学ぶという機会を奪われることではないかと、そういうことを不安に思っています。

- 5 母として、平和でなければ未来を担う子供たちはすくすくと育たないとお考えということでしょうか。

はい、そのとおりです。平和でなければ表現の自由や学習権は保障されませんし、これまでのこの国の歴史を見ても、戦争をする中で子供たちから学習することや伸び伸び遊ぶ自由が奪われてきたことは明らかです。

- 6 []さんは市会議員をされておりますが、本日の尋問は本来なら10時30分からの予定でしたよね。

はい、そうです。

- 7 なぜ夕方方の尋問に変更になったのでしょうか。

その理由は、今新田原基地で行われている日米共同訓練にあります。米軍が基地の中にある宿泊施設ではなく、基地の外にある市内のホテルに泊まるということを県知事や宮崎市長も問題視しており、防衛省に対して申入れをしているところです。それらを踏まえて宮崎県議会や市議会でも意見書を国に出すために今日緊急的に臨時議会を開いた

ところです。そういう基地問題とか安全保障に関する意見書を採択するために臨時議会を開くということは宮崎市議会の歴史上も前例がないことです。

- 8 市会議員として、一国民として、そのことをどう考えられますか。

とても許されることではないと考えています。市会議員として、やはりこういうふうに市民の皆様が今抱えている不安の代弁者として国に対する意見書を今日採択するために議会に参加してきました。

- 9 安保法制制定により、今回のように安易に米兵の宮崎市内での滞在が市民の意思を無視して勝手に決定されるなど危険がもうすぐ間近に迫っていると感じておられますか。

はい、そのとおりです。今回の件で、日本の安全保障や安保法制法を含めた安全保障には問題があるということが明らかになりましたし、今後宮崎に、今行われている防衛局や米軍からの理不尽が宮崎のこの町でも横行するのではないかとすると、やはり不安な日々を市民の皆様が過ごすことは議員としても看過できません。

- 10 市民の皆様からも実際、不安の声は [] さんに届いていますか。

はい。たくさんの方の不安の声が届いていて、先ほども述べましたけれども、その代弁するために今日議会に参加してきたところです。

- 11 集団的自衛権を盛り込んだ安保法制法を根拠にして、共同演習の必要性を訴えて、宮崎のような地方の町にもこのような危険が差し迫ってきているということを間近に感じているということではよろしいでしょうか。

はい、そのとおりです。今回、米軍はPCR検査をして陰性の者だけが訓練に参加すると言っていますが、そうであれば基地の中の宿泊施設に宿泊しても問題ないわけで、宮崎市内のホテルに泊まるほうが感染率が高いのではないかと私は思います。このような理不尽が、やはり今後も安保法制法を基にして日米合同演習が必要だと、そうい

う必要を訴えられ、今後の宮崎でも、こういった防衛局や米軍からの理不尽が宮崎の中で起きるのではないかと、横行するのではないかと、そういう不安を抱えています。

- 12 最後に、今回の訴訟において、裁判所、裁判官にはどのようなことを期待していますか。

私は先ほど宣誓をするときに良心に従って真実を述べると言いましたけれども、憲法の第76条の第3項には全て裁判官は良心に従って独立して職権を行い、そして憲法及び法律にのみ拘束されると、そういった内容の条文があるんですが、そういう条文の中に良心という言葉が出てくる意義というのは何だろうと考えるんです。裁判官の皆さんは今までも、そして今日も一日かけてこの訴訟の中で原告の方々のお話をたくさんお聞きしてきていると思うんですけども、憲法や法律だけではなく、お一人一人の良心に従って判断をしていただきたいと、そういうことを期待しています。

被告指定代理人（阿波野）

- 13 特にございません。

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 安 富 元 美

